

〔研究ノート〕

アメリカの公立学校における 進化論教育と信仰の自由⁽¹⁾

鈴木 慎太郎

- 1 はじめに
- 2 アメリカにおける創造論運動の歴史
- 3 Epperson v. Arkansas
- 4 Edwards v. Aguillard
- 5 判決の検討と残された問題
- 6 むすびに

1 はじめに

ときとして、科学的に正しいとされることは、ある特定の宗教において正しいとされることを否定する。このように、科学的に正しいとされることと特定の宗教において正しいとされることが衝突した場合に、いずれか

(1) 本稿では、「信仰の自由」は、合衆国憲法の第1修正における、国教樹立禁止と信教の自由の保障を包含する上位概念と考えている（「修正第1条は、連邦議会が国教樹立をもたらす法律を制定し、信教の自由を禁止する法律を制定することを禁じた。…（中略）…両者は共に、不可欠な信仰の自由を確立するためのものである。」（松井茂記『アメリカ憲法入門 [第6版]』（有斐閣、2008年）238頁）。他方で、わが国の伝統的な見方によれば、日本国憲法20条にいう「信教の自由」には、「信仰の自由、宗教的行為の自由、宗教的結社の自由が含まれる」（芦部信喜〔高橋和之補訂〕『憲法 [第4版]』（岩波書店、2007年）147頁）とされ、むしろ、信教の自由に含まれる下位概念のように捉えられているように思われる。また、訳語の問題であるが、合衆国憲法第1修正については、その宗教条項は、「国教樹立禁止」条項と「宗教の自由な実践」条項からなるとし、前者を「信教の自由」条項、後者を「政教分離」条項と互換的に捉えるのがより正確であると思われる（神尾将紀「レーンキスト・コートにおける信教の自由および政教分離原則の判例法理」『比較法研究』69号（2007年）129頁参照）。

を公的に正しいとしなければならないとすれば、私たちはどのような判断をなすべきか。⁽²⁾

一つには、政教分離の原則から結論を導くことができるだろう。特定の宗教における宗教的真理を、科学的真理を枉げて公的に承認することは、国家がその特定の宗教と過度の関わりあいをもつことを免れない。これは、政教分離の原則を掲げる限り認められない。したがって、科学的真理を公的に承認すべきということになるだろう。科学的真理の公的承認は、世俗的な目的によるものとの主張も可能であり、この点においても、政教分離の原則から考えれば、科学的真理を公的に承認すべきということになるだろう。

しかしながら、科学的真理と特定の宗教的真理が衝突する場合に、科学的真理を公的に承認することは、間接的ながらも、特定の宗教的真理を公的に否定することになる。わが国やアメリカ合衆国においては、信教の自由が憲法上の権利として認められている。信教の自由を真剣に捉えるならば、特定の宗教的真理を否定することになる科学的真理の公的承認は、安易に許されるべきではないと考えるべきであろう。

他方で、科学的見地からは誤っていると考えられる特定の宗教的真理を公的に認めることにも問題があろう。もちろん、科学的な理論と特定の宗教教義とが相互に対立せず、いずれを公的に採用すべきかと問われることがなければ問題は無い。しかし、いずれを採用すべきかということが否応なく問われた場合に、私たちは困難な判断を行わなければならない。この

(2) このような状況は、生命倫理が関わる問題について公共的・制度的な解決を与えようとする場合に、よく生じるように思われる。なぜならば、生命倫理が関わりとされる問題は、個人の死生観に関わるものが少なくなく、個人の死生観は、その者が何らかの宗教を信仰していた場合には、その宗教の教義から強い影響を受けるはずだからである。これは、例えば、信仰上の理由から脳死を人の死として受け容れることができない者がいた場合に、脳死を人の死であるとみなす説得的な医学的理由が存在したとして、その医学的な正しさをもって、脳死を人の死として受け容れることが信仰上できない者を無視して、ただちに制度的に脳死を人の死とすることが許されるのか、という問題である。

問題は、私たちの社会が政教分離の原則と信教の自由の保障を認め、さらに科学の価値を認める社会であるならば、不可避的に引き受けなければならないものである。

このような問題に対してどのようなアプローチが考えられるか。このことを探究するために、本稿では、アメリカの公立学校における進化論教育をめぐる法的な対応を取り上げたい。

アメリカには、聖書の記述を文字通り真理だと考えている人々がいる。このような人々の中には、世界は神によって6日間で創造され、人間はアダムとイヴの子孫だと考える者もいる。このような考えを持つ人々からすれば、主として突然変異と自然選択によって生物の進化を説明する進化論は、受け容れがたい考えである。また、聖書を信じる創造論者たちにとって、進化論が公立学校の授業で教授されることは容認しがたいことである。そこで、創造論者が優勢な地域では、公立学校における進化論教育を禁止する、あるいは創造論も教授すべきとする立法が行われた。そして、こうした立法の合憲性が裁判所で争われることとなった。

本稿では、まず、アメリカにおける創造論運動の流れを把握するために、創造論運動の歴史的過程を概観する(第2節)。次に、進化論教育に関わる合衆国最高裁判所の判決で重要と思われる事件を紹介する。最初に取り上げるのは、公立学校における進化論教育を禁止する州法の合憲性が争われた Epperson v. Arkansas⁽³⁾ 事件である(第3節)。次に取り上げるのは、公立学校において進化論と創造論を時間的に均等に教授すべきであるとする州法を、国教樹立禁止条項違反で違憲とした Edwards v. Aguillard⁽⁴⁾ 事件である(第4節)。さらに、これらの判決において、科学的真理と宗教的真理が衝突した場合に、どのような法的判断がなされ、また、どのような問題が残されたのかについて若干の検討を加える(第5節)。

(3) 393 U. S. 97 (1968).

(4) 482 U. S. 578 (1987).

2 アメリカにおける創造論運動の歴史

2.1 創造論運動の歴史的過程⁽⁵⁾

創造論者とは、「『旧約聖書』の「創世記」の記述を文字通り信じ、それを広めようとする人たち⁽⁶⁾」のことであり、この者たちの運動を創造論運動という。

創造論は、進化論を受け容れることのできない考え方である。鶴浦裕は、生物進化論と創造論の関係について、次のように述べる。

創造論は地球や生物がわずか数千年前にほぼ今日の姿で神によって創造されたと考え、地球や生物の変化だけでなくその変化にかかる時間さえ認めない。他方、生物進化論は地球と生命の歴史に長い時間を仮定し、その間の変化を自然法則だけで説明しようとする。しかも神をはじめ超自然的な力の介入をいっさい拒否する。このように生物進化論は、創造論とまったく相容れ⁽⁷⁾ない。

創世記の記述を真理と考える創造論者たちの運動の起源は、19世紀末、社会変化に危機感をもった福音派の一部が、厳格に聖書にしたがうことでキリスト教の復興をはかろうとした動きに求められる⁽⁸⁾。また、このころに、高校の科学教育のカリキュラムが変更され、「生物学」という科目ができ、それに合わせて新たな教科書が編纂されたが、その教科書に生物進化論⁽⁹⁾が取り入れられ、ヒトの進化についての言及もあった。さらに、アメ

(5) 本節の記述は、鶴浦裕『進化論を拒む人々 現代カリフォルニアの創造論運動』（勁草書房、1998年）に多くを負う。

(6) 鶴浦・前掲注（5）3頁。

(7) 鶴浦・前掲注（5）4頁。

(8) 鶴浦・前掲注（5）6頁。

(9) 鶴浦・前掲注（5）7-8頁。

リカの中等教育がその規模を急速に拡大した時期でもあり、進化論の急速な普及に危機感を持った福音派キリスト教徒が、法的手段をも用いて反進化論教育運動を始めたという⁽¹⁰⁾。

2.2 スコープス裁判

公立学校でヒトの進化を教えるはならないとするテネシー州法など、反進化論的立法措置が、1923年から29年にかけて、オクラホマ、フロリダ、テネシー、ミシシッピ、アーカンソーの各州でなされた⁽¹¹⁾。ただし、こうした立法の内容は一様ではなく、また進化論教育の全面禁止という立法はなかった⁽¹²⁾という。

こうしたなか、1925年に「モンキー裁判」として有名な裁判の判決が下る。生物学の授業でヒトの進化を取り上げた高校教員のスコープスが、ヒトについて創世記の記述に反する教育を禁じていたテネシー州法違反で逮捕され、有罪判決を受けたのである⁽¹³⁾。事件は上訴して争われ、テネシー州最高裁判所は、問題となったテネシー州法の合憲性を認めつつ、下級審での有罪判決に対しては、50ドル以上の罰金刑については陪審裁判を行う必要があるところそれをしなかったとして判決を覆した⁽¹⁴⁾。が、「裁判の結果はどちらが勝ったともいえないあいまいなもの⁽¹⁵⁾」で原告側は「反進化論州法そのものの違憲性を立証できず、論争の火種を後世に残すことになった⁽¹⁶⁾」という。

(10) 鶴浦・前掲注（5）8頁。

(11) 鶴浦・前掲注（5）10頁。

(12) 鶴浦・前掲注（5）10-11頁。

(13) スコープス裁判の詳細については、鶴浦・前掲注（5）11-19頁参照。

(14) *Scopes v. State*, 154 Tenn. 105 (1926).

(15) 鶴浦・前掲注（5）18頁。

(16) 前掲注（15）。

3 Epperson v. Arkansas

3.1 事件の概要

スコープス裁判ののち、進化論と創造論の表立った対立は見られなかったが、⁽¹⁷⁾1968年に、合衆国最高裁判所で Epperson v. Arkansas⁽¹⁸⁾の判決が出る。この裁判では、公立学校、公立大学で、ヒトが他の生物種から進化したという理論を教えることを禁じた、1928年制定のアーカンソー州法の合憲性が争われた。⁽²⁰⁾合衆国最高裁判所は、このアーカンソー州法が、国教樹立禁止条項が要求する「中立性」に反するとして、違憲無効とした。⁽²¹⁾

3.2 下級審の判断

フォータス裁判官執筆の法廷意見によれば、この法律は、20年代の「原理主義者」の宗教熱沸騰の産物であり、このアーカンソー州法は、有名な1925年制定のテネシー州法（“monkey law”）⁽²²⁾の焼き直しであるという。訴訟を提起したのは、アーカンソー州リトルロックの高校で生物を教えるスーザン・エッパソンである。⁽²³⁾彼女は、彼女の勤める学校区の管理者が、より下等な動物にヒトの起源があるとする理論を含む教科書を、生物学の教科書として使用するよう推奨・指示されたところ、その教科書を用いて授業を行った場合、問題となるアーカンソー州法によって刑事罰を科され、勤務先を解雇されるおそれがあるとして、同法の無効・差止めを求め

(17) 鶴浦・前掲注（5）19頁。

(18) 393 U. S. 97 (1968).

(19) この法律による起訴の記録はないという。See, *id.* at 101-102.

(20) *Id.* at 98.

(21) Kathleen M. Sullivan & Gerald Gunther, CONSTITUTIONAL LAW, 1306 (16th ed. 2007).

(22) *Epperson*, 393 U. S. 98.

(23) *Id.* at 99.

(24)
て訴訟を提起した。

第1審の州裁判所 (Chancery Court of the State) では、問題となった州法は、合衆国憲法の第14修正違反⁽²⁵⁾であるとして、違憲と判断した。より正確には、州法は、知識の探究を妨げ、学ぶ権利を制限し、教える権利を抑制する傾向があり、合衆国憲法の第1修正で保障されている表現の自由⁽²⁶⁾に違反していると州裁判所は判断し、第1修正が第14修正を通して州にも適用されるため、問題の州法が違憲と判断されたのである。

しかしながら、上訴された事件を審理したアーカンソー州最高裁判所は、下級審判決を覆し、アーカンソー州法を合憲⁽²⁷⁾と判断する。アーカンソー州最高裁判所は、その法廷意見のない匿名全体意見 (per curium) の中で、この州法の施行は、公立学校におけるカリキュラムを定めることができる州の権限の適当な行使として是認でき、また、この法律が、進化論についての説明のいかなるものも禁止しているものなのか、進化論が真理であると教えることのみを禁止しているのかという問題について、裁判所の見解はなく、この問題に対する答えが今回の事件の判決に不可欠なものでもない、と述べる⁽²⁸⁾。

3.3 法廷意見

フォータス裁判官の法廷意見は、まず、アーカンソー州最高裁判所の判決を引きながら、問題のアーカンソー州法が曖昧であり、合衆国憲法修正14条の適正手続条項に照らし、認めることが厳しく許されないものである⁽²⁹⁾とする。さらに、この州法は、国教を樹立する、あるいは信教の自由 (宗

(24) *Id.* at 99-100. 記録からの推測では、エPPERSONは、進化論を含む教科書を歓迎しないわけではなかったという。See, *id.* at 100. また、彼女の訴訟は、反進化論州法に否定的なアメリカ公民権連合 (American Civil Liberties Union, ACLU) に支援されていたという (鶴浦・前掲注 (5) 19頁)。

(25) この判決の公式記録はないという。See, *id.* at n4.

(26) *Id.* at 100.

(27) *State v. Epperson*, 242 Ark. 922 (1967).

(28) *Id.*

教の自由な実践)を禁止する州法が憲法上禁じられていることに抵触するとする⁽³⁰⁾。それは、アーカンソー州法は、知識の体系の中から、特定の宗教的教説と衝突するという理由だけで、その教授を禁止する分野を選び出しており、さらに言えば、特定の宗教団体による『創世記』の特定の解釈と相容れないという理由だけで、教授を禁止する分野を選び出している⁽³¹⁾と事実から判断されるという。

フォータス裁判官執筆の法廷意見は、アーカンソー州が、教員の間で進化論が議論されないようにするのは、『創世記』がヒトの起源に関する唯一の教説の源であるはずだとする人の信念に、進化論が反するからであり、そうした一部の市民の宗教的見解を除いては、問題となった州法を正当化する政策的考慮は全く示されておらず、この州法の存在理由が、現在においても過去においても、宗教原理主義者の教派的信念であることは明らかである⁽³²⁾と述べる。そして、アーカンソー州法は、宗教的中立性をもった法律として擁護することは不可能であり、州は、学校や大学のカリキュラムから、ヒトの起源に関する議論をいかなるものであれ取り除くことは許されないとし、聖書の説明、その文字通りの解釈と相容れない⁽³³⁾ということを理由に特定の理論を抹消しようとするこの州法の試みは制限されるものであり、明白にこの州法は憲法第 1 修正が要求することに反しており、第14修正に違反していると結論付ける⁽³³⁾。

結局のところ、フォータス裁判官執筆の法廷意見は、問題となったアーカンソー州法は曖昧であるという、その曖昧性から合衆国憲法第14修正の適正手続条項違反であることと、また、この州法が特定の宗教的信念にのみ基づいた立法であり宗教的中立性を担保しておらず合衆国憲法第 1 修正違反(第14修正を経由して州に適用)であることの 2 点から、州法を違憲と判

(29) *Epperson*, 393 U.S. 102.

(30) *Id.* at 103.

(31) *Id.*

(32) *Id.* at 107-108.

(33) *Id.* at 109.

断しているものと考えられる。

3.4 同意意見

この判決には、ブラック、ハーラン、スチュアートの3裁判官がそれぞれ同意意見を執筆している。その各々について見てみたい。

3.4.1 ブラック裁判官同意意見

まず、ブラック裁判官の同意意見である。ブラック裁判官は、人類の進展や生物学について教えることのすべてを禁じる法と、既存の教説のあるひとつの理論のみを教えることを教員に強制する法とが憲法上異なることは明白であると述べ、例えば、高等数学や天文学、生物学の何らかの主題をそのカリキュラムから外すという州法を、第1修正が問題となる事件として扱うのは難しいのではないだろうか⁽³⁴⁾と述べる。そして、今回問題となったアーカンソー州法は、その文言があまりに曖昧で、ダーウィンの進化論に一切言及してはならないのか、ダーウィンの進化論が真理だと述べない限りは自由に議論してよいのか理解できず、通常人がその文言の意味を理解できない法律の違反に問われることは、適正手続条項違反である⁽³⁵⁾という。ブラック裁判官は、法の文言の曖昧性のみが、今回、アーカンソー州法を違憲とする唯一の根拠だと考えているようである。この点で、法の文言の曖昧性と、宗教的中立性を担保できない点で第1修正でもとする法廷意見と理由づけが異なるのである。ブラック裁判官は、法廷意見が、曖昧性を根拠にアーカンソー州法を違憲としたというよりむしろ、第1修正の国教樹立禁止条項違反で違憲無効としたと考え、そのような（ブラック裁判官から見れば）広汎な根拠で今回の事件に判決を下すこと⁽³⁶⁾に対して批判を加える。批判は3点にわたっている。

(34) *Id.* at 110.

(35) *Id.* at 112.

(36) *Id.*

第一に、ブラック裁判官は、法廷意見の述べる「アーカンソー州が、教員の間で進化論が議論されないようにするのは、『創世記』がヒトの起源に関する唯一の教説の源であるはずだとする人の信念に、進化論が反するからであるということに疑いの余地はない」という見解に異議を唱える。⁽³⁷⁾ ブラック裁判官の考えによれば、アーカンソー州の動機は法廷意見が解するようなものではなく、単に、こうした議論を呼ぶような主題については、それを学校から除くのがもっともよいことだろうと考えたのかもしれない。また、州が、公立学校にとってあまりに感情的で議論を呼ぶような主題について、そのカリキュラムから外すという権限を持たないとする理由はないのではないかと⁽³⁸⁾いう。そして、文言の背後にある「動機」が不適切であるという理由で、制定された法律を無効にしたことは、合衆国最高裁判所においては、一貫してなく、そうした動機を確定することは極めて困難であり不可能であると述べる。⁽³⁹⁾

たしかに、ブラック裁判官の考えるように、アーカンソー州法の立法の動機を正確に確定することは難しいだろう。どのような動機が真の動機であるのかについては、様々な可能性があり得、その中から単一のものに絞り込むことは極めて困難に思われる。また、法廷意見は、そうした動機からアーカンソー州法が国教樹立禁止条項違反であることを導いていると捉えられることから、そのように確定が極めて困難なものを根拠として州の立法を違憲無効としてよいのかについては、疑問の余地が小さくない。この点で、ブラック裁判官の批判は的を射たものだと考えられる。

第二に、ブラック裁判官は、次のような疑問を提起する。それは、州が進化論という主題を州の学校から排除することを禁止する裁判所の判決は、進化論を反宗教的教説と考える者たちの宗教上の自由を侵害することになりはしないか、という疑問である。⁽⁴⁰⁾ もし、進化論が反宗教的と考えら

(37) *Id.*

(38) *Id.* at 112-113.

(39) *Id.* at 113.

れるのであるならば、どのようにしてそのような「反宗教的」教説を教員が学校の生徒に対して推奨するように連邦憲法によって州を拘束することができるのか、とブラック裁判官は疑問を続ける。⁽⁴¹⁾州は中立でなければならず、一つの宗教を優遇することも反宗教的な見解を優遇することも認められないところ、ダーウィンの進化論は聖書における天地創造の物語に対してその正当性を疑わせるものであるといわれ、そうであるならば、聖書を信じる者の中には、進化論の正当性を疑わされることにもなるだろうから、⁽⁴²⁾反宗教的な進化論を教えることを認めることは、反宗教的な見解を優遇してはならないという宗教的中立性を維持できないことになるのではないか、という疑問である。人の起源について文字通りの聖書の教説が、アーカンソーの学校のカリキュラムに含まれているということは示されていないのだから、進化論という主題を取り除くことは、競合する宗教的・反宗教的教説に対して州が中立的な位置にあることにはならないのだろうか、とブラック裁判官は問う。⁽⁴³⁾

以上がブラック裁判官の第二の疑問である。ともすれば、科学的真理は非宗教的であり、それを学校で教授することを認めても宗教的中立を崩すことにはならないと考えることもできそうだが、問題はそのように単純なものではないだろう。もし、何らかの科学的説明が宗教的教説と競合する場合、科学的真理と競合する教説を宗教的真理と考える者がいたとすれば、その者は、科学的真理が学校で教えられることによって自身の宗教的真理が否定される虞があるのである。そして、その学校が公立学校であった場合には、政府は間接的にある特定の宗教を否定する虞がある。さらに、科学的真理が教授されることによって特定の宗教の教説の一部が否定され、それによって、信仰に疑いが生じるといようなことになれば、そ

(40) *Id.*

(41) *Id.*

(42) *Id.*

(43) *Id.*

の科学的真理の教育は反宗教的な教育ということにもなりかねない。したがって、進化論教育を認めることは、ブラック裁判官が指摘するように、反宗教的な見解を政府が優遇し宗教的中立性を維持できないのではないかと、との疑問はもっともなものである。また、ブラック裁判官のいうように、そうした議論を招く主題についてはカリキュラムから外すという選択を州がしたとしても宗教的中立性を失うものではない、という見解も傾聴に値する。なぜならば、どのように扱おうともいずれかの宗教的真理を危うくする虞のある主題であるならば、そもそもカリキュラムから外してしまうということによって宗教的中立性を維持するという方法も魅力的に思われるからである。しかし、カリキュラムから外すという選択が、ある特定の宗教的見解を支持することになる可能性が常に付きまとうため、裁判所は難しい判断を迫られることになる。⁽⁴⁴⁾ここでのブラック裁判官の法廷意見に対する第二の批判・疑問は、この問題を裁判所が判断する際の困難性をきわめてよく明らかにしているといえる。

ブラック裁判官の第三の疑問は、「学問の自由」に関するものである。ブラック裁判官は、教員として雇用されている者に対し、学校管理者が議論することを望まない主題（社会学、経済学、政治学、宗教的主题）⁽⁴⁵⁾を教えることを認める憲法上の権利があるようには思われないと述べる。

ブラック裁判官は、ダーウィンの進化論は宗教家からだけでなく科学者からも批判があり、ダーウィンの進化論に間違いはまったくない、というようなことを宣誓して保証しようとする科学者はいないだろうと述べ、裁判所は、より厄介な第 1 修正の問題に向かい、その問題を決するために法

(44) このように考えると、次節で取り上げる *Edwards v. Aguillard* 事件で合憲性を問われることになる、進化論と創造論を均等に扱うべきだとするアーカンソー州法が、宗教的中立性という観点から一定程度の魅力をもつものに見える。

(45) *Epperson*, 393 U. S. 113-114. この、ブラック裁判官の「学問の自由」についての見解については、ここでは紹介にとどめ論評は差し控えたいと思う。というのは、「学問の自由」の問題は非常に重要で興味深い問題ではあるが、大きな問題であり、焦点を信仰の自由の問題に絞る本稿においては、不用意に扱うべき問題ではないと考えるためである。

律の文言の曖昧さという明らかに違憲である点を迂回するという深刻な誤りを犯しているように思われる、と述べる。⁽⁴⁶⁾

ここで、ブラック裁判官は、ダーウィンの進化論が完全無欠の理論というわけではなく、真理の程度の優位性によって創造論と進化論を区別し、後者を学校で教えるべきであるという決定を正当化することも実は難しいということを示しているように思われる。進化論は科学的真理であり創造論は宗教的教説であるがゆえに前者を学校教育で行うべきである、という一見もっともらしい見解のもろさをブラック裁判官の同意意見は指摘しているように思われるのである。

3.4.2 ハーラン裁判官同意意見

ハーラン裁判官は、合衆国憲法第14修正によって州に対しても禁じられている「国教樹立」をアーカンソー州法が構成する、という法廷意見に同調すると述べるが、しかし、問題となった州法が違憲とすべきほどに曖昧であるとか表現の自由を妨げるものであるとかといった点について詳細に検討する必要があると裁判所が判断したことに対しては、その理由が理解できないと述べる。⁽⁴⁷⁾

ハーラン裁判官は、ブラック裁判官とは異なり、今回の事件で問題となったアーカンソー州法は、国教樹立禁止条項の問題、すなわち、ブラック裁判官が手を出すべきではないと考えた厄介な問題である修正1条の宗教条項の問題であり、文言の曖昧性の問題ではないと考えているといえる。ハーラン裁判官にとっては、今回の事件はもっぱら国教樹立禁止の問題であるということになる。

3.4.3 スチュアート裁判官同意意見

スチュアート裁判官によれば、州は州立学校のカリキュラムを選択する

(46) *Id.* at 114.

(47) *Id.* at 115.

自由を確実に有しており、例えば、公立学校で教えられる唯一の外国語をスペイン語と決定する自由を州は持っているとする。⁽⁴⁸⁾しかし、教員が学生に対して、世界では他の言語も話されているということを知るようにしたとして、そのことをもって教員を罰する憲法上の自由を州が有しているのだろうか、と問う。⁽⁴⁹⁾この問いに対するスチュアート裁判官の答えは「否」であり、それは、州が公立学校のカリキュラムに高等数学や天文学や生物学の特定の主題を採用するか否かを決定することと、州が公立学校の教員が人間のすべての思想の存在そのものに言及したことを刑事上の罪に問うこととは全く別個のことだと考えるからである。⁽⁵⁰⁾スチュアート裁判官によれば、こうした類の刑事法は、明らかに合衆国憲法の第1修正に含まれる自由な情報の伝達の保障（第14修正によって州にも適用可能）を侵害することになるという。また、スチュアート裁判官は、教員がダーウィンの進化論へ言及することの一切が州が禁止することは憲法上許されないと考え、また、アーカンソー州はそのようなことをしていないかもしれないがしているかもしれないとの疑問を払拭できないので、問題となったアーカンソー州法は第14修正のもとで無効とすべき曖昧なものであると結論付ける。⁽⁵¹⁾

スチュアート裁判官の同意意見は、二つの根拠からアーカンソー州法が違憲であることを導いている。第一に、州が刑事罰をもって特定の主題を教員が教えることができないようにすることは、第1修正で保障される表現の自由の侵害にあたるというものである。第二に、問題となった州法の文言は曖昧で第14修正の適正手続条項違反であるというものである。他方で、スチュアート裁判官は、州が公立学校のカリキュラムを決定する権限を当然に有すると考え、州がカリキュラム編成にあたって進化論を外した

(48) *Id.* at 115-116.

(49) *Id.* at 116.

(50) *Id.*

(51) *Id.*

としてもそのこと自体には問題がない、という判断を導くことになるように思われる。スチュアート裁判官の見解に従えば今回の事件では宗教条項は問題とならないことになる。たしかに、今回の事件では宗教条項違反を問題にせずともアーカンソー州法を違憲とすることができるかもしれないが、州が、教員を刑事罰に問うことはないがカリキュラムの編成において特定の宗教を明らかに優遇するようなカリキュラムを編成した場合、また逆に、特定の宗教の教説を明らかに否定する主題を教育内容として指定した場合、今回のスチュアート裁判官の判断枠組みで対応できるかについては疑問が残る。

以上で見たように、公立学校における進化論教育は、信仰の自由の保護との関係で、相当困難な問題に直面することになる。今回問題となったアーカンソー州法は、創造論運動の過程で制定されたものとみてよいだろう。したがって、法廷意見が言うように、そうした宗教的理由によって進化論をカリキュラムから外すような法律は、合衆国憲法の定める国教樹立禁止に違反し無効としてよいであろう。私見では、この法廷意見は妥当なものであると考える。が、他方で、ブラック裁判官がその同意意見でつけた問題も看過できるものではない。第一に、ある立法が宗教的理由で行われたというように、立法の動機をどのように確定できるのか。第二に、進化論をカリキュラムに含みこむことが、進化論に反する宗教的信念を持つ人々の信仰の自由を侵害することにはならないのか。この二つの理論的問題が、今回の事件では解決されぬままに残っている。その後、合衆国最高裁判所は、この困難な二つの問題にどのように対応したのだろうか。次節では、Edwards v. Aguillard 事件を取り上げることにしたい。

4 Edwards v. Aguillard⁽⁵²⁾

4.1 事件の概要

この事件では、ルイジアナ州の「公立学校教育における創造科学と進化論科学に対する均等な扱い」法 (Balanced Treatment for Creation-Science and Evolution-Science in Public School Instruction Act, La. Rev. Stat. Ann. §§ 17:286.1-17:286.7 (West 1982)) が、第1修正にある国教樹立禁止条項違反にあたるか、という点が争われた⁽⁵³⁾。

「創造科学」とは、「創造論の主張を科学的にサポートしようとする考え方で… (中略) …聖書の物語の地質学的・生物学的部分を取り出して、この部分に対する【科学的な】証拠を提示しようとする試み⁽⁵⁴⁾」である。鶴浦によれば、「神による創造やノアの洪水を科学的に証明できると考える人たちが現れたのは1970年代後半であるという。そして、この「創造科学」を公立学校のカリキュラムに編入しようとする動きが現れ、進化論と同様の授業時間を充てるべきであるという考えに至ったという⁽⁵⁵⁾。この、「授業時間均等化」の考え方は、いくつかの州では、立法という形で具体化することになる⁽⁵⁶⁾。今回の事件で問題となったルイジアナ州法は、そうし

(52) 482 U. S. 578 (1987). 評釈として、吉崎暢洋「公立学校のカリキュラムで進化論と天地創造説の均等な取扱いを要求する法の合憲性」【判例タイムズ】675号 (1988年)。

(53) *Id.* at 580.

(54) 伊勢田哲治【疑似科学と科学の哲学】(名古屋大学出版会、2003年) 12頁。

(55) 鶴浦・前掲注(5) 21頁。

(56) 「七〇年代末～八〇年代初頭にかけて、この【創造科学】を生物進化論と同等の科学理論として公立学校のカリキュラムに含めようとする動きがカリフォルニアや南部のいくつかの州で見られるようになった。科学的な創造論と生物進化論はともに地球と生命の歴史にかんする対等の仮説だから、両者にあてられる授業時間は等しくならなければならない、というのが創造科学者の主張である。このコンセプトは【授業時間均等化】と名づけられた。」(鶴浦・前掲注(5) 23頁)

た立法の一つである。

このルイジアナ州法は、公立学校で、「創造科学」の教育を伴うことなく進化論を教えることを禁じている。州法は、学校に対して、進化論や創造科学を教えることは要求することはしないが、一方を教える場合には他方も教えなければならないとする。この州法では、進化論も創造科学もいずれも科学的証拠あるいは科学的証拠からの推論によるものと定義されている。⁽⁶⁰⁾

4.2 下級審の判断

合衆国ルイジアナ東部地区裁判所は、問題となったルイジアナ州法を違憲とした。⁽⁶¹⁾ 裁判所は、当該州法が特定の有神論的教派の信念を優遇しそのような信念を持たない他の人々の不利益となるものであるから、州法は、宗教の扱いに関して国家は中立でなければならないという第1修正の基本的な原理に違反するものである、と判断した。⁽⁶²⁾

合衆国第5巡回区控訴裁判所も、このルイジアナ州法に対して違憲判決を下した。⁽⁶³⁾ 控訴裁判所は、問題の州法にはなんら正統な世俗的目的がなく宗教を促進する効果をもつであろう法であるとして、同州法を違憲とした地区裁判所の判断を支持した。⁽⁶⁴⁾

(57) 「いわば、フェアプレイの精神に訴えた『授業時間均等化』の戦略は、一九八八年代初頭、およそ三〇州で法案提出の準備がなされ、アリゾナ、フロリダ、ジョージア、アイオワ、カンザス、メリーランド、ミシシッピ、ミズーリ、サウス・カロライナ、テネシー、ウェスト・バージニアの各州では法案が提出されたという。そして、アーカンソー州とルイジアナ州では一九八一年に州法として成立した。」（鶴浦・前掲注（5）25-26頁）。

(58) *Edwards*, 482 U.S. 580.

(59) *Id.* at 581.

(60) *Id.*

(61) *Aguillard v. Treen*, 634 F. Supp. 426 (ED La. 1985).

(62) *Id.* at 429.

(63) *Aguillard v. Edwards*, 765 F. 2d 1251 (CA5 1983).

(64) *Id.* at 1253.

被告・上訴人であったルイジアナ当局者は合衆国最高裁判所に上訴した。

4.3 法廷意見

法廷意見は、ブレナン裁判官が執筆しており、マーシャル、ブラックマン、パウエル、スティーヴンズの各裁判官が同調し、オコナ裁判官は、法廷意見中の「II」の部分を除き同調している⁽⁶⁵⁾。

まず、法廷意見は、問題となる立法が国教樹立禁止条項違反にあたるか否かについて判断するために、いわゆる「レモン・テスト」を用いることを述べる⁽⁶⁶⁾。レモン・テストは、Lemon v. Kurtzman 判決で示された基準⁽⁶⁷⁾で、次の3つのテストからなる。第一に、立法機関は、世俗的目的を伴う法を制定しなければならない。第二に、制定された法律の原理やその主たる効果が、宗教を促進したり抑制したりするものであってはならない。第三に、制定された法律は、政府と宗教の過度の関わりあいを招来してはならない。以上の三つのテストからなる三叉構造の (three-pronged) 基準がレモン・テストである⁽⁶⁸⁾。州の行為は、この三つのテストのうち一つでも満⁽⁶⁹⁾

(65) 本稿では、続く二つのパラグラフが、法廷意見の「II」の部分の紹介となる。

(66) *Edwards*, 482 U. S. 583.

(67) 403 U.S. 602 (1971).

(68) *Edwards*, 482 U. S. 583.

(69) ただし、国教樹立禁止条項の審査基準として、常にレモン・テストが用いられるわけではなく、いくつかのテストが事案に応じて使われている（神尾、前掲注（1）、同「合衆国憲法修正第1条にいう『国教樹立禁止』条項に関する司法審査基準のアーリーナーLemon テスト、Endorsement テスト、Coercion テストの位相」【早稲田法学】80巻3号（2005年）、斉藤小百合・奥平康弘「『政教分離』原則とレモン・テストの成行き 続・アメリカ憲法の最近の動向」【時の法令】1540号（1997年）、門田孝「政教分離原則の検討枠組に関する一考察—合衆国連邦最高裁判例解説の試みと併せて」【名古屋大学法政論集】230号（2009年）参照）。また、レモン・テストに対する批判も少なくないといわれている（「この基準に対しては批判的な声も根強く、最高裁自身ときおりこの基準を無視している。…（中略…）国教樹立禁止条項をめぐる領域は、現在最も動揺している領域の一つである。」（松井・前掲注（1）240頁））。

たすことができなければ⁽⁷⁰⁾国教樹立禁止条項違反となる。⁽⁷¹⁾

法廷意見は、一般的に公立学校の運営については州や地域の教育委員会が相当程度の裁量を有するとするが、⁽⁷²⁾裁判所は、初等・中等教育における国教樹立禁止条項の遵守についての監視は、とくに細心の注意を払って行う⁽⁷³⁾という。というのは、家族は公立学校に子どもの教育を信頼して任せるが、その信頼の条件には、家族や生徒の個人的信念と相容れないかもしれない宗教的見解の価値を高めるようなことに教室が使われることはないだろうという理解があるからだ⁽⁷⁴⁾という。そして、裁判所は、初等・中等学校において、宗教を助長するような法律を無効にすることがしばしば要請される⁽⁷⁵⁾とする。以上のことから、レモン・テストを用いる際には、初等・中等学校の文脈での特殊な懸念に留意しつつ、そのテストを行うことになる⁽⁷⁶⁾と述べる。

次に、法廷意見は、レモン・テストの第一のテスト、すなわち、立法の目的が宗教を支援したり、あるいは逆に支持しないものではないかという

(70) わが国における政教分離原則違反の審査基準として、津地鎮祭訴訟(最大判昭和52・7・13民集31巻4号533頁)で示された目的効果基準は、このレモン・テストを基にしているといわれる(小泉洋一「政教分離」『ジュリスト増刊 憲法の争点(第3版)』(1999年)参照)。また、レモン・テストは、三つのテストをすべて満たさなければ合憲と判断されないが、わが国の目的効果基準の場合は、合憲となるために三つのテストをすべて満たす必要はないと考えられているようである(大石眞・山元一「信教の自由と政教分離原則」『法学セミナー』579号(2003年)37頁参照)。この点について、わが国の目的効果基準がレモン・テストと異なるということに批判もあるが、レモン・テストは、立法(特に州議会制定法)の合憲性の判断基準であり、他方、日本で問題となるのは、津地鎮祭訴訟に見られるような神社神道に関わる法令で制度化されていない事実行為であるから、立法についての合憲性判断基準であるレモン・テストがわが国の事実行為が問題となる事件でそのまま妥当する余地はないとする指摘がある(大石眞「政教分離原則の再検討」『ジュリスト』1192号(2001年)、97-98頁参照)。

(71) *Edwards*, 482 U. S. 583.

(72) *Id.* at 583.

(73) *Id.* at 583-584.

(74) *Id.* at 584.

(75) *Id.*

(76) *Id.* at 585.

点の検討に移る。⁽⁷⁷⁾ 法廷意見は、立法の目的は学問の自由の保護とされているが、立法過程の記録や証言から、この立法の真の目的が創造論教育とバランスをとることによって進化論の信用を落とそうとすることであるとす⁽⁷⁸⁾る控訴裁判所の結論に同意する。

また、法廷意見は、顕著な立法の宗教的な目的に盲目である必要はないと述べ、進化論と創造論をめぐるこれまでの歴史から、問題となっているルイジアナ州法の目的は、超自然的な存在が人間を創造したという宗教的な見解を助長しようとするものであると述べ⁽⁷⁹⁾る。さらに、法廷意見は、立法時の法案提出者である上院議員の発言記録などから、この州法の立法目的は特定の宗教の見解に適合するように科学のカリキュラムを再構築しようとするものであり、つまるところ、立法の第一の目的は、特定の宗教的信念の価値を向上させようとするもので、この州法は、第 1 修正に反して宗教を支援する (endorse) ものであると判断⁽⁸⁰⁾する。

結論として法廷意見は、問題となったルイジアナ州法は、進化論を公立学校の教室から追放するか、あるいは、進化論を全体として拒否する宗教の見解を提示するかのいずれかを要求することによって、ある宗教の教説の価値を高めようとするものであり、ということは、州法は宗教的目的達成のために政府の象徴的、財政的支援を用いようとするものであるから、合衆国憲法第 1 修正の国教樹立禁止条項に違反すると述べ⁽⁸¹⁾る。このようにしてルイジアナ州法は違憲と判断され、そのような判断を行った控訴裁判所の判決が支持されることになる。

以上のとおり、法廷意見は、ルイジアナ州法を違憲と判断した。法廷意見は、もっぱらレモン・テストの第一のテストである立法目的の審査を行っている。そして、公言されている立法目的を退け、真の立法目的が宗教

(77) *Id.*

(78) *Id.* at 586-589.

(79) *Id.* at 590-591.

(80) *Id.* at 592-594.

(81) *Id.* at 596-597.

的であることを認定し違憲と判断している。法廷意見は、立法過程の記録や証言などさまざまな証拠を用いて、いわば「合わせ技」で本件州法の真の立法目的を明らかにしようとするものである。このような、立法目的の同定については、Epperson 事件でブラック裁判官が行った三つの批判の第一のもの、すなわち、議会の立法の動機をどのようにして知ることができるのかという問題提起が想起される。私見では、本件に関しては、先ほど述べた「合わせ技」的認定が成功していると考えてよいと思うが、常にこうした「合わせ技」が有効であるかは疑問であり、また、裁判所の予断に左右される余地も少なくないと思われる点では問題があろう。

なお、立法目的をどのようにして知なのかという問題については、後に見るスカリア裁判官も指摘しているものである。

4.4 同意意見

この判決では、パウエル裁判官執筆のもの、ホワイト裁判官執筆のもの、の二つの同意意見が付されている。順に見ていきたい。

4.4.1 パウエル裁判官執筆、オコナ裁判官同調

パウエル裁判官執筆の同意意見では、Blue Chip Stamps v. Manor Drug Stores⁽⁸²⁾ 判決を引用しながら、まずは、条文の文言に目を向けるべきだと述べる⁽⁸³⁾。しかし、条文の文言の検討を行った結果、それだけでは法律の目的が明確に把握できないため立法過程の検討に移る⁽⁸⁴⁾。そして検討の結果、当該ルイジアナ州法は特定の宗教的信念を促進するという立法目的をもつとし、立法過程が Epperson 事件で問題となったアーカンソー州法に極めて似ているとする⁽⁸⁵⁾。

(82) 421 U. S. 723, 756 (1975)

(83) *Edwards*, 482 U. S. 597.

(84) *Id.* at 599.

(85) *Id.* at 603.

最終的に、パウエル裁判官は、法律の文言と立法過程からルイジアナ州法の立法目的は特定の宗教的信念の価値を高めようとするものであるとし、州や地域の担当部局が公立学校のカリキュラム作成について広い裁量を持っているが、何らかの宗教的教派や教説が禁止することやその原理に合わせて教育・学習を行うよう州が要求することは、第1修正によって認められては⁽⁸⁶⁾いないとする。このようにして、⁽⁸⁶⁾ 法廷意見の結論に同意するという。

法廷意見では、法律の文言や立法過程など、レモン・テストを行う上でその資料・証拠となるものについて、とくに順序などは付けられていなかったが、パウエル裁判官は「まずは条文の分析」というように審査の優先順位を提案しているように思われる。

4.4.2 ホワイト裁判官執筆

ホワイト裁判官によれば、本件は難しい事案ではないという⁽⁸⁷⁾。というのは、下級裁判所が、条文中の「創造科学」が宗教的信念について言及するものであると解しルイジアナ州法を違憲であると判断しているのであれば、誤りがない限り、通常はその判断を尊重すべきだからである⁽⁸⁸⁾。よって、控訴裁判所の判断を支持するという法廷意見に同意するという⁽⁸⁹⁾。

ホワイト裁判官は、歴史的背景や文言の検討を下級裁判所で行っているのだから、とくにその判断に誤りがない限り、そうした難しい判断を最高裁判所が一からやり直すようなことをする必要はない、との意見と思われる。

(86) *Id.* at 608.

(87) *Id.*

(88) *Id.* at 608-609.

(89) *Id.* at 610.

4.5 反対意見

本件では、スカリア裁判官が反対意見を提出している（レーンクイスト首席裁判官が同調している）。

スカリア裁判官は、多数いる立法者の動機をどのように知ることができるのか、と疑問を呈す。例えば議会で、法案提案者の証言があったとして、いったい何人の立法者がその証言を信じるのだろうか、というのである。⁽⁹⁰⁾そして、裁判所は誤ってルイジアナ州法の立法目的を宗教的なものでしかない⁽⁹¹⁾と判断しているというのである。また、多数決制を採用する議会で、例えば26対25である法案が可決し、その26人のうちの1人が宗教の価値を高める理由でその法案に賛成していたとしたら、この法案は宗教の価値を高めるために立法されたものと判断されるのだろうか、と問う。⁽⁹²⁾そして、このように曖昧で明確性と予測可能性を犠牲にするレモン・テスト⁽⁹³⁾の立法目的の審査テストは、廃棄が考えられるべきであると述べる。

スカリア裁判官の、目的審査テストに対する疑問はもっともなものである。立法の意図や目的に対して、とくに表面的ではなく、実質的な審査を行おうとすればするほど、方法の客観性を担保することが困難になるように思われる。しかし、他方で、世俗的目的を偽装して宗教的目的を遂げようとする立法が行われる虞のあることは容易に想像できるために、スカリア裁判官の述べるように曖昧だからといってただちに目的審査テストを放棄するのがよいとまで言うことも難しいように思う。

(90) *Id.* at 625.

(91) *Id.* at 626.

(92) *Id.* at 638.

(93) *Id.* at 640.

5 判決の検討と残された問題

公立学校のカリキュラムにおいて進化論と創造論をどのように扱うべきかを定めた州法が争われた事件を、前節までで見た。いずれの事件も、問題とされたのは、国教樹立禁止条項であった。そこでの問題は、進化論の教育を禁じるにせよ創造論と併せて教育すべきと定めるにせよ、そうした立法は政府による特定の宗教に対する憲法上認められない優遇ではないか、という点であった。そのように問題が捉えられたため、合衆国最高裁判所の判断は、そうした立法が宗教的な意図によるものであることを認定し、州法に対する違憲判決を導くというものになった。

このような判断枠組みに対しては、Epperson 事件でのブラック裁判官、Edwards 事件でのスカリア裁判官の批判において提起されていたように、どのようにして立法の「意図」を判断するのかという問題が付きまとう。たしかに、両裁判官の批判のとおり、立法の動機、意図、目的の判断は方法論上の困難を抱え、曖昧な部分を残さざるを得ない。しかし、少なくとも、公立学校における進化論と創造論の扱いに関しては、進化論は科学で創造論は宗教であるという内容の判断を一定程度回避できるという点では、優れた方法ではないかと思う。おそらく、何が科学で何が宗教かという判断を行うことは極めて難しく、裁判所が正面からこれを行うことには大きな危険を伴う。したがって、文言や立法過程などから立法の意図が宗教的なものに支えられているということを判断する方が、何が科学で宗教かといった問題の検討に入ることなく、立法の宗教との関連を指摘し違憲判断を行うことができる点で優れていると考える。仮に、科学とは何か（そしてその条件）、あるいは宗教とは何か（そしてその条件）が明確になっているのであれば、それを基準に、裁判所は、例えば創造論は宗教である

(94) 伊勢田・前掲注 (54) 参照。

と判断できるかもしれないが、そのような基準はほとんど存在しない。そうした中でも、宗教との関わり合いを判断しなければならないとすれば、立法の意図などから判断するよりほかはないのではないかと考える。

ブラック裁判官、スカリア裁判官の批判はもっともであるのだが、他に良い方法がないという点で最高裁判所が用いた判断基準は正しかったと考える。

このように考え、私見では、国教樹立条項違反か否かという問題についての合衆国最高裁判所の判断は、その方法、結論のいずれも妥当なものである。しかし、公立学校における進化論教育の問題は、国教樹立禁止の問題としてのみ考えることはできないように思われる。Epperson 事件でブラック裁判官が指摘していたように、進化論教育を公立学校で行うことが進化論教育と相容れない教義をもつ宗教を信仰している者の信教の自由を侵害することになるのではないかと、という問題が存在するように思われる。

もちろん、何らかの宗教的教義と相容れない内容を持つ教育は公立学校において一切できない、ということになっては公教育そのものが成り立たなく虞があり非現実的な選択である。しかし、他方で、客観的に正しいとされていることで、公教育で取り上げるべき内容のある生徒の信仰の根幹に関わるような世界観を否定する虞のあるものであったならば、信教の自由を真剣に保障しようとする限り、信教の自由を侵害することになるのではないかとという問題を瑣末な問題としてしまうことは許されまいだろう。公立学校での進化論教育は、このような問題を提起しているように思われる。そして、この問題は、ブラック裁判官が指摘してはいたものの、判決を下すにあたって事件の本質を国教樹立禁止の問題とのみ捉えた裁判所においては、正面から検討されることなく残された大きな問題であるように思う。

6 むすびに

本稿では、科学的真理と宗教的真理が衝突した場合に公共的な判断はどのようにあるべきかということを探究するために、公立学校における進化論教育について取り上げた。主として、公立学校における進化論の扱いを定めた州法の合憲性が争われた合衆国最高裁判所の二つの判決を見た。そして、若干の検討から、信教の自由の問題が残されているのではないかとの指摘を行った。しかし、本稿では、問題の指摘のみにとどまったため、この信教の自由の問題については今後の課題としたい。